

財団法人全国建設研修センター研修経費助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、財団法人全国建設研修センター（以下「研修センター」という。）の積極的な利用を推進し、建設事業等に携わる市町村職員等の専門技術及び実務的資質の向上を図るため、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）が研修センターの研修経費について、助成を行うために必要な事項を定めるものとする。

（助成金額）

第2条 研修センターが行う研修を受講する際の当該研修にかかる経費のうち研修費、宿泊費（前泊分も含む）の全額を助成する。

ただし、当該研修に要する経費のうち、特別交付税により財政措置がされるものについては、その除いた額を助成する。

（助成金の対象）

第3条 この助成金の対象は、市町村、一部事務組合その他協会が認める団体（以下「市町村等」という。）に所属する職員とする。

（助成金の交付申請）

第4条 市町村等は助成金の交付を受けようとするときは、研修受講者決定後すみやかに、財団法人全国建設研修センター研修経費助成金交付申請書（第1号様式）を研修センターから通知される関係書類を添付の上、協会に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第5条 協会は、交付決定及び額の確定をしたときは、財団法人全国建設研修センター研修経費助成金交付決定（確定）通知書（第2号様式）を当該市町村等に通知するとともに、研修センター又は当該市町村に助成金を払い込むものとする。

（実績報告等）

第6条 市町村等は、当該職員が研修受講を終了後、研修センターから発行される修了証書の写しを協会へ提出するものとする。

ただし、修了証書が発行されない研修については、この限りではない。

2 市町村等は、当該職員が研修受講を辞退する時は、研修センター並びに協会へすみやかに連絡し、その後の対応を協議しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して、必要な事項は理事長が定める。

附則 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会

理事長 様

市町村長名 印

財団法人全国建設研修センター研修経費助成金交付申請書

今般、全国建設研修センターの研修について別紙のとおり当市町村職員 名について受講が決定しましたので、財団法人全国建設研修センター研修経費助成金交付要綱の規定に基づき下記のとおり申請するとともに、下記指定金融口座に助成金を交付して下さいますようお願い申し上げます。

記

1 交付申請内容及び助成金申請額

(1) 助成金交付申請額 _____ 円 (名分)

(2) 研修受講決定者 (別紙一覧のとおり)

2 助成金振込先 下記の振込先のいずれかを選択して下さい。

財団法人全国建設研修センターの指定口座

貴市町村の指定口座

(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名(ふりがな付き)を記載して下さい。)

3 連絡責任者

研修担当者	所属先		担当者名	
	連絡先		E-mail	

添付書類 建設研修センターから通知された受講者決定通知書の写し

(別紙)

研修受講決定者一覧

(申請内容に基づく各市町村の受講決定者状況は、次のとおりです。)

(単位：円)

	研 修 科 目 (日 程)	受 講 決 定 者 (氏 名 所 属 職 名)	助 成 金 申 請 額	受 講 経 費 内 訳	
1			円	研修費	円
				宿泊費	円
2			円	研修費	円
				宿泊費	円
3			円	研修費	円
				宿泊費	円
4			円	研修費	円
				宿泊費	円
5			円	研修費	円
				宿泊費	円
6			円	研修費	円
				宿泊費	円
合 計 欄			円		

(第2号様式)

群 振 発 第 号
年 月 日

申請市町村長 様

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 印

財団法人全国建設研修センター研修経費助成金交付決定(確定)通知書

先般、貴団体より申請のあった内容について、次のとおり交付決定(確定)いたしましたので通知いたします。

なお、助成金の交付につきましては、貴団体の申請により指定された口座へ平成
年 月 付けで、交付いたします。

1 交付決定(確定)額 _____ 円(名分)

2 内訳 (一覧のとおり)

(単位:円)

	研 修 科 目 (日 程)	受 講 決 定 者 (氏 名 所 属 職 名)	申 請 額	交 付 決 定 額
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
合 計 額			円	円